

令和 5 年度 新宿駅周辺防災対策協議会 総会

議 案 書

第 1 号議案 令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 座長の選任について

新宿駅周辺防災対策協議会 座長 久田 嘉章 氏の再任について承認を求めます。

- 新宿駅周辺防災対策協議会 座長 久田 嘉章 氏
(工学院大学 建築学部教授)

第 2 号議案 令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 副座長の選任について

新宿駅周辺防災対策協議会 副座長 恒任 昌章 氏の再任について承認を求めます。また、新宿駅周辺防災対策協議会 副座長 小泉 栄一 氏の選任について承認を求めます。

- 新宿駅周辺防災対策協議会 副座長 恒任 昌章 氏
(新宿中央公園管理事務所 所長)
- 新宿駅周辺防災対策協議会 副座長 小泉 栄一 氏
(歌舞伎町タウンマネジメント 事務局長)

第 3 号議案 令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 西口地域 部会長及び副部会長の選任について

新宿駅周辺防災対策協議会 西口地域 部会長 恒任 昌章 氏の再任について承認を求めます。また、新宿駅周辺防災対策協議会 西口地域 副部会長 山田 弘徳 氏の選任について承認を求めます。

- 新宿駅周辺防災対策協議会 西口地域 部会長 恒任 昌章 氏
(新宿中央公園管理事務所 所長)
- 新宿駅周辺防災対策協議会 西口地域 副部会長 山田 弘徳 氏
(新宿区医師会 防災担当理事)

第 4 号議案 令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 東口地域 部会長の選任について

新宿駅周辺防災対策協議会 東口地域 部会長 小泉 栄一 氏の選任について承認を求めます。

- 新宿駅周辺防災対策協議会 東口地域 部会長 小泉 栄一 氏
(歌舞伎町タウンマネジメント 事務局長)

第 5 号議案 令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 構成団体名簿 (案) について

令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会の構成団体について、別紙 (資料 2) 構成団体名簿 (案) の承認を求めます。

(新規協議会団体)

- ・なし

第 6 号議案 令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 活動計画 (案) について

以下の令和 5 年度新宿駅周辺防災対策協議会 活動計画 (案) について承認を求めます。

1. 基本方針

- (1) 大規模地震に備えた事前の被害低減策および地震災害時の新宿駅周辺地域の混乱防止と被害軽減のため、セミナー・イベント、講習会、訓練、検証で構成する研修プログラムを実施し、防災意識と知識・経験を高め、協議会を中心とした地域連携の仕組みづくりを推進する。

- (2) 発災時に、各事業者や現地本部等の組織が「新宿ルール実践のための行動指針」に基づく応急活動等を円滑に実践できるよう、帰宅困難者一時滞在施設や現地本部の運営等に必要なマニュアル等を整備する。
- (3) 協議会会員の防災意識の向上と新宿駅周辺地域の来街者へ発災時の行動ルールを周知するため、防災啓発に取り組む。

2. 活動計画

(1) 研修プログラムの実施

ア 新宿駅周辺地域の特性を理解し、災害や防災への関心と地域防災活動への参加を促進するセミナーの開催

① 主な対象者

新宿駅周辺防災対策協議会参加団体、関係団体及び協力団体、及びその他の新宿駅周辺地域事業者

② 実施項目

オンライン形式を基本に実施する。実施テーマは、アンケート結果や過去のテーマ、協議会の取り組み状況などを考慮して決定する。

③ 実施時期

未定（令和5年6月～令和6年2月）

2回程度を予定

イ 自助と共助を主とした災害対応活動を実践するために必要な知識や技術を身につける講習会の開催

① 主な対象者

新宿駅周辺防災対策協議会参加団体、関係団体及び協力団体、及びその他の新宿駅周辺地域事業者

② 実施項目

自衛消防活動、応急救護、一時滞在施設運営等に関する講話・講習を、対面形式を基本に実施する。

③ 実施時期

未定（令和4年7月～令和5年2月）

ウ 身につけた知識や技術を活かし災害対応活動を総合的に実践できるようにする訓練の実施

① 主な対象者

新宿駅周辺防災対策協議会参加団体、関係団体及び協力団体、及びその他の新宿駅周辺地域事業者

② 実施項目

大規模地震発生後の新宿駅周辺地域における区災害対策本部や現地本部等が連携した災害情報の収集・伝達、一時滞在施設の運営等の実地訓練を行う。

③ 実施時期

令和5年10月、12月(予定)

エ 訓練を振り返り成果と課題、および改善点を認識するための検証

① 主な対象者

訓練参加者、新宿駅周辺防災対策協議会参加団体、関係団体及び協力団体、及びその他の新宿駅周辺地域事業者

② 実施項目

令和 5 年度の訓練の実施内容について訓練参加者を中心に振り返り、成果と課題および改善点を認識するための検証を行う。

③ 実施時期

令和 6 年 1 月～2 月

(2) 運営マニュアルの検証と必要に応じた改定

(3) 『新宿ルール実践のための行動指針』周知啓発の取り組み

デジタルサイネージやグッズ等を活用した「新宿ルール」「新宿ルール実践のための行動指針」の普及啓発。

以上